

生徒手帳（一部抜粋）

令和8年度
(2026年度)



群馬県立高崎女子高等学校

生徒心得

- 1 学校の歴史と伝統を尊重し、常に本校生徒としての自覚と誇りを持って行動する。
- 2 健全な心身を養い、自主的に学習に励むとともに、明朗闊達な学校づくりに努力する。
- 3 服装を正し、言葉遣いに留意して人に接し、互いに協力して人格の向上に努める。
- 4 常に環境を整備して校内の美化に努め、公共物を大切に扱う。所持品にはすべて記名し、公私を問わず物品の損傷・紛失・拾得は必ず届け出る。
- 5 始業前10分には登校し、午後5時までには下校する。始業から終業までの間は無断で校外に出ない。外出の必要がある場合は所定の手続きをする。
- 6 病気その他の理由で早退する場合は、学級担任の許可を受ける。病気による早退は保健連絡票を提出する。
- 7 交通法規を遵守して自己の安全を図り、事故防止に努める。交通事故が起こったときは被害・加害を問わず、速やかに届け出る。
- 8 自転車通学を希望する者は、「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、校長から許可を受けなければならない。この際交付されるステッカーを自転車に付ける。
- 9 在学証明書・身分証明書・通学証明書・学生割引証等の申請は、事務室所定の交付願い等による。
- 10 諸種の掲示物は、あらかじめ教務部の掲示許可を受ける。
- 11 海外旅行等に出かける場合は、所定の旅行届けを提出する。
- 12 アルバイトはしないことが望ましいが、やむを得ず行う場合は、本校の「アルバイトに関する規定」に従う。
- 13 夏季・冬季・春季等の長期休業期間中は、特に心身の健康に留意し、学力の伸長を図るとともに、規律ある生活を送る。
- 14 髪を変色したり、パーマをかけたりしない。化粧はしない。
- 15 四輪車、二輪車運転免許取得及び利用については、別途利用基準による。

スマホについて

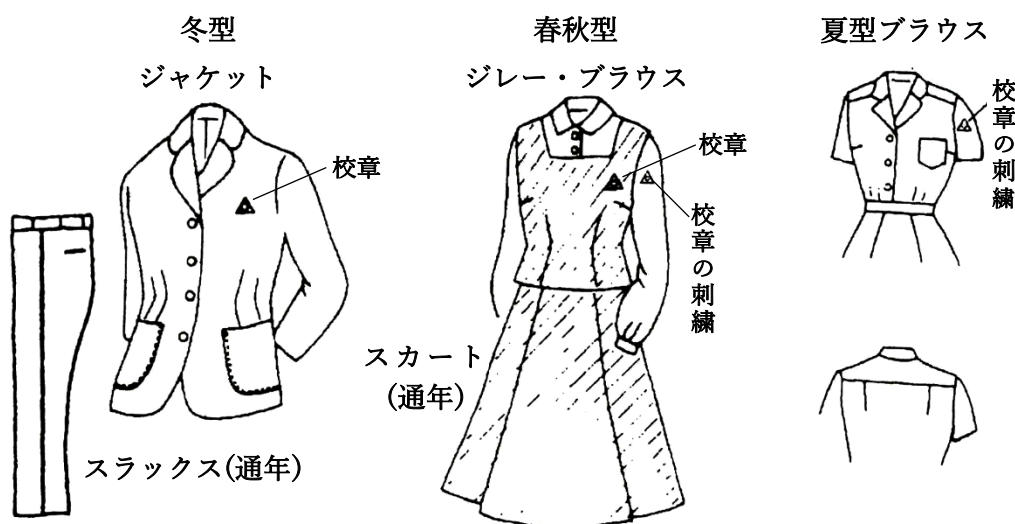
- 1 スマホは学校内へ持ち込める。
- 2 始業から終業まで（朝SHR開始時から帰りのSHR終了時まで）は使用不可。（電源を切ってバッグの中にしまう。）昼休み使用不可。
- 3 ただし授業・部活動など担任・授業担当者、部顧問の管理下で使用することができる。
- 4 朝や放課後の使用については、節度やスマホ使用のエチケットを守って使用すること。

週 番 心 得

- 1 午前8時20分から午後4時まで、週番としての役割をはたす。
- 2 学級担任、教科担任等と連絡を密に取るとともに、学級への連絡事項について、その周知の徹底を図る。
- 3 黒板、黒板拭きの掃除を休み時間毎に行う。
- 4 学級日誌に所定の事項を記入し、担任に提出する。
- 5 移動教室、体育館等で授業する時には出席簿を持参し教科担任に渡す。
- 6 放課後は教室の戸締まり、消灯、扇風機・エアコンの電源OFF（夏季および使用時）、ストーブの消火（冬季のみ）等、責任を持って行う。

制服に関する規定および着用上の注意

◎私たちの制服



※上記の他に冬季防寒用に学校指定のセーターがある。

- 1 生徒は「私たちの制服」に定められたジャケット・ブラウス・スカートまたはスラックス・ジレーを常に制服として着用する。
- 2 服装は簡素を旨とし、常に清潔に保ち、品位を失わないように心掛ける。
- 3 衣替えの時期は、おおよそ5月上旬（春秋型）、7月上旬（夏型）、9月上旬（春秋型）、10月上旬（冬型）を目安とする。
- 4 ブラウスは年間を通して着用する。型（春秋型・夏型・冬型）は「私たちの制服」に示したものとする。
- 5 ジャケット又はジレーの左胸に校章を付ける。
- 6 制服は改変しない。スカート丈は膝の中心程度とする。ジレーの丈はウエスト下7cm程度とし、裾はスカート、スラックスの上に出して着用する。

- 7 ソックスは年間を通して白・紺・黒色で無地のもので、くるぶしより上で膝より下のものを着用する(ワンポイントは可)。なお、ストッキング・タイツを着用する場合は肌色か黒色のものとする。(黒色は冬季限定で、透けない程度の厚みのあるものを着用する。黒タイツに靴下をはく場合は黒ソックスとする。)
- 8 式典では、原則として白ソックス・ジレーを着用する。髪を留める場合、髪留めのゴムは黒・紺・茶色とする。その他、特に指示のある場合は、その指示に従う。
- 9 通学用の靴は、運動靴、学生靴でかかとの低いものとする(高校生にそぐわない華美な色彩、装飾のものは避ける。雨・雪の時は長靴を認める。)
- 10 上履きは、学校指定のものとする。
- 11 登下校は原則として制服とする。ただし、休日の部活動、平日の運動部朝練及び運動部の18時以降の下校については、学校指定体育着、部活動ジャージ等も認める。
- 12 夏型期間中はジャケット、ジレーを省略することができる。また、ブラウスの代わりに市販のポロシャツ(白・紺の無地、ワンポイント不可、裾出し可)を着用してもよい。
- 13 夏季期間中、エアコンで寒い時、教室内でブラウスの上に学校指定体育着を着用してもよい。
- 14 冬季防寒用として、ジレーの代わりに学校指定セーターを着用できる。※寒い場合は5月上旬まで着用を認める。
- 15 冬季、レギンス(黒、無地)を着用してもよい。
- 16 冬季登下校時に防寒用として、コート類の着用を認める。派手な色は避け、原則として黒・紺・茶・グレー・白のものとする。コート等を着用した場合、必ずその下に制服ジャケットを着用する。
- 17 冬季登下校時に防寒用として、レッグウォーマー(黒、紺で飾りのないもの)を着用してよい。
- 18 冬季登下校時に防寒用として、ウインドブレーカーを着用してよい。(華美でないもの)ただし、ウインドブレーカー下とスカートの同時着用は不可とする。
- 19 冬季登校時に防寒として着用するコート類、レッグウォーマー、ウインドブレーカーは、始業から終業(朝 SHR 開始時から帰りの SHR 終了時)まで着用不可とする。
- 20 冬季防寒用の服装は10月1日から3月31日までとする。
- 21 やむを得ず規定外の服装をする場合は、事前に所定の「異装願」を提出し、許可を受ける。
- 22 不必要な装身具は身に付けない。化粧はしない。